

2. 税制支援

(1) 税制の概要

①中小事業者等が、②適用期間内に、③雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置付けて市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、④一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が**3年間、1/2に軽減**されます（賃上げ方針の説明はP. 9以降を参照）。

また、計画に位置付けた**賃上げの方針が3%以上のもの**である場合は、**5年間にわたって1/4に軽減**されます。

条文：地方税法附則第15条第43項（固定資産税等の課税標準の特例）

① 中小事業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小事業者等とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 適用期間とは？

令和7年4月1日～**令和9年3月31日までの期間（2年間）**

③ 一定の設備とは？

<先端設備等の要件>

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

- 要件：**年平均の投資利益率が5%以上となること**が見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

※税制の適用を受けるまでの流れについてはP. 6以降を参照。

<対象設備>

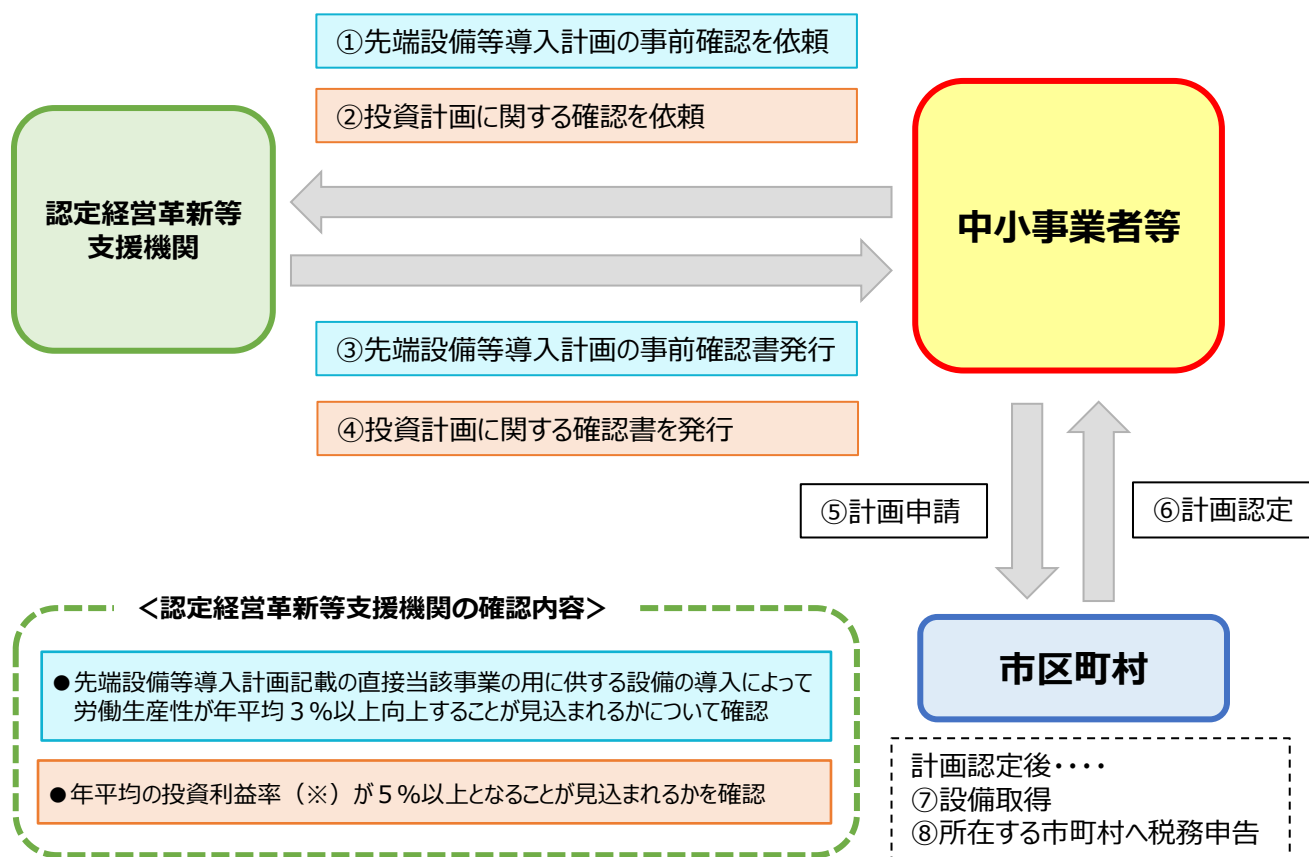
設備の種類	最低価額 〔1台1基又は 一の取得価額〕	その他
機械装置	160万円以上	
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

※1 償却資産として課税されるものに限る。

※2 上記表はあくまで対象となり得る対象設備のリストになります。市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては、対象が異なる場合がございますので、ご注意ください。

2. 税制支援

(2) 適用手続き① ～投資利益率の要件について（手続の流れ）～



<①・②・③・④>

認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、「先端設備等導入計画」及び「投資計画」の内容を確認し、それぞれ確認書を発行。

（※）年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}^{*1}) \text{の増加額}^{*2}}{\text{設備投資額}^{*3}}$$

- * 1 会計上の減価償却費
- * 2 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額
- * 3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

<⑤・⑥>

中小事業者等は、認定申請書とともに、③先端設備等導入計画に関する事前確認書、④投資計画に関する確認書及び従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を添付して、市区町村に計画申請します。市区町村は、内容を確認し、適正と認められた場合は認定書等を交付します。

<⑦・⑧>

認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等について、税法上の要件を満たす場合、税務申告において、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

税務申告に際しては、納税書類に④投資計画に関する確認書の写し、⑤認定を受けた計画の写し、⑥認定書の写しを添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用を受けられないことにご注意ください。

2. 税制支援

(2) 適用手続き① ～投資利益率の要件について（必要な書類）～

【手順1】事業者から認定経営革新等支援機関へ確認依頼

- 以下①及び②のほか、認定経営革新等支援機関が投資計画の内容や投資利益率の計算に関する妥当性を確認するために必要となる書類をご提出いただきます。

- ①投資計画に関する確認依頼書
- ②（別紙）基準への適合状況

＜必要となる書類の例＞

- 貸借対照表・損益計算書（直近1年分）
- 導入する設備の見積書（仕様や金額等がわかるもの）
- 売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる積算資料、売上原価・販管費が減少する場合の根拠となる積算資料（任意様式）
- 工場や店舗のレイアウト図等で設備導入前後の変化を確認できるもの、ソフトウェア導入前後の変化を比較できるもの



【手順2】認定経営革新等支援機関から事業者へ確認書発行

- 投資計画の内容、投資利益率の要件について確認が終わったら、事業者に対して、「投資計画に関する確認書」を発行してください。

（補足）確認書の別添として、事業者が提出した投資計画に関する確認依頼書及び基準への適合状況を使用する場合は、これらを添えて確認書を発行してください。

※確認書には、認定経営革新等支援機関の押印は不要です。

ただし、税制適用に関する重要な書類であることから、文書成立の真正性を立証しやすくするため、確認書のPDFデータを送受信したメール等の長期保存を推奨します。



【手順3】事業者から市区町村へ先端設備等導入計画の申請

- 先端設備等導入計画の認定申請に必要な他の書類（※）とともに、認定経営革新等支援機関から発行を受けた「投資計画に関する確認書」を提出してください。

※先端設備等導入計画の認定申請（変更含む）に必要な書類については、P.17～18をご参照ください。

2. 税制支援

(2) 適用手続き① ～投資利益率の要件について（計算方法）～

【参考事例】株式会社X（事業年度期間：4月1日～3月31日）のケース

●先端設備等導入計画に従って取得する設備は以下のとおり

（単位：千円）

導入設備			投資額			取得時期	
		種類	取得単価	数量	合計	年月	事業年度又は年
1	設備A	機械装置	30,000	2	60,000	R7年12月	R7事業年度
2	設備B	器具備品	10,000	2	20,000	R7年12月	
3	設備C	ソフトウェア※	1,000	1	1,000	R8年1月	
4	設備D	建物附属設備	30,000	1	30,000	R8年2月	
設備投資額					111,000		

※ソフトウェアは固定資産税の課税対象ではないため、本税制の対象外

●この場合、投資利益率の計算は以下のとおり

（単位：千円）

設備投資による変化額			投資年度	投資年度の翌年度以降3ヶ年度			3年度平均 (⑫の単純平均)
			R7事業年度	1年度後 R8事業年度	2年度後 R9事業年度	3年度後 R10事業年度	
設備投資額	①	111,000					
売上高	②			10,000	15,000	20,000	
売上原価 (④ + ⑤)	③			6,000	8,500	11,000	
減価償却費以外	④			5,000	7,500	10,000	
減価償却費	⑤			1,000	1,000	1,000	
売上総利益 (② - ③)	⑥			4,000	6,500	9,000	
販売費及び一般管理費 (⑧ + ⑨)	⑦			500	1,000	2,000	
減価償却費以外	⑧			500	1,000	2,000	
減価償却費	⑨			0	0	0	
営業利益 (⑥ - ⑦)	⑩			3,500	5,500	7,000	
減価償却費 (⑤ + ⑨)	⑪			1,000	1,000	1,000	
営業利益 + 減価償却費 (⑩ + ⑪)	⑫			4,500	6,500	8,000	6,333 ⑬

投資利益率 (⑬ ÷ ①)

5.7%

～ 投資利益率の算出における3つのポイント～

ア) ソフトウェアのように本税制の対象外である設備も含めて計算します。

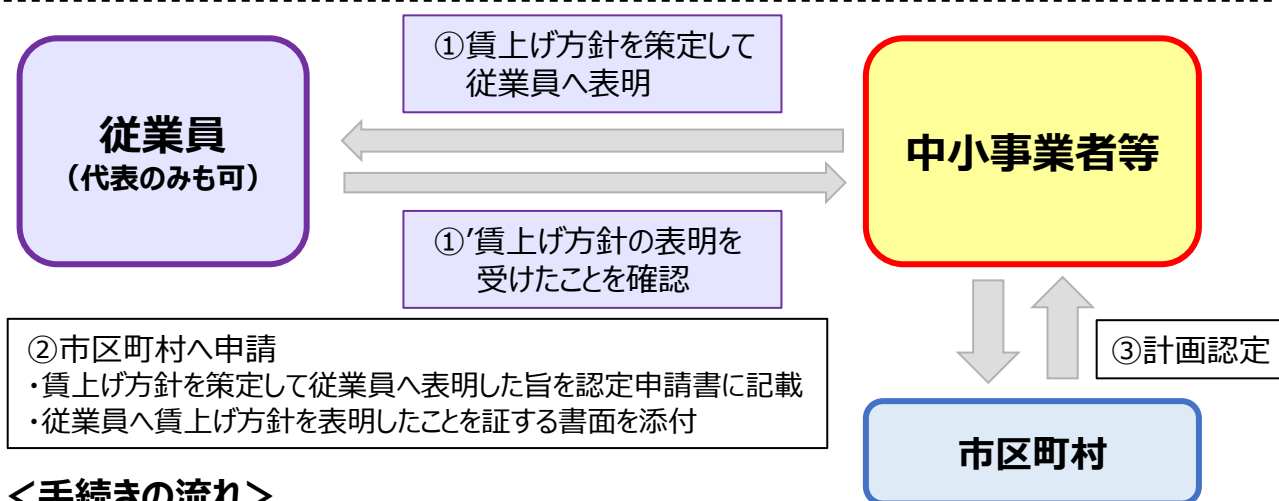
イ) 各項目の決算値そのものではなく、変化額（増減額）の見込みを使用して計算します。

ウ) 設備投資が完了する年度（投資年度※）の翌年度以降3ヶ年度における
営業利益と減価償却費の増加額で投資効果を見込みます。 ※本ケースの場合はR7事業年度

2. 税制支援

(2) 適用手続き② ～賃上げ方針の表明について（手続の流れ）～

- 投資利益率の要件とともに、**雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明した場合**は、新たに課税される年から**3年間、固定資産税が1/2に軽減**されます。
- さらに、雇用者給与等支給額が**3%以上増加させる賃上げ方針**である場合は、**5年間、固定資産税が1/4に軽減**されます。
- ※ **税制支援を受けるためには計画の新規申請時に賃上げ方針を位置付ける必要があります。**変更申請時に賃上げ方針を位置付けたい場合、**新規申請に賃上げ方針が位置付けられているものに限り、賃上げ方針の変更が可能となり、当該賃上げ方針の内容に応じた特例率が適用されます。**ただし、変更前の計画に基づき取得した設備の軽減率は、取得後に3%以上の賃上げ方針を位置付けた変更申請を行っても引き続き変更前の特例率が適用されます。



<手続きの流れ>

①賃上げ方針の従業員への表明

従業員（国内雇用者）に対する給与等の総額（以下「雇用者給与等支給額」という。）を、**計画申請日（変更申請による場合は変更申請日）を含む事業年度（以下「申請事業年度」という。）** **【注1】**又は **その翌事業年度において、申請事業年度の直前の事業年度と比較し、1.5%以上若しくは3%以上増加させる方針（以下「賃上げ方針」という。）**を策定して、**従業員に表明**します。

なお、表明は、従業員全員ではなく、従業員の代表者のみに行うことも可能です。

【注1】令和7年4月1日以降に開始する事業年度に限定されます。

②市区町村への申請手続

市区町村に先端設備等導入計画を申請する際に、**認定申請書内に雇用者給与等支給額を1.5%以上又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員へ表明した旨を記載**するとともに、**従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面** **【注2】**を添付します。 **【注2】表明を受けた従業員代表者の署名（記名・押印も可）が必要です。**

③計画認定

市区町村は賃上げ方針が位置付けられた先端設備等導入計画を認定します。

2. 税制支援

(2) 適用手続き② ～賃上げ方針の表明について（用語の解説）～

※用語の説明

【ア】雇用者給与等支給額

各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される全ての国内雇用者【イ】に対する給与等【ウ】の支給額をいいます。

【イ】国内雇用者

法人又は個人事業主の使用人のうち、その法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員【エ】及び役員【エ】の特殊関係者【オ】、個人事業主の特殊関係者【オ】は含まれません。

【ウ】給与等

俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与等）をいいます。したがって、例えば、所得税法第9条（非課税所得）の規定により非課税とされる給与所得者に対する通勤手当・旅費等についても、原則的には、本制度における「給与等」に含まれることになります。

ただし、賃金台帳に記載された支給額のみを対象に、所得税法上課税されない通勤手当・旅費等の額を含めずに計算する等、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額の計算をすることも認められます。

なお、退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に含まれません。

また、派遣社員や請負労働者に係る費用も給与等には含まれません。

【エ】役員

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人を指します。さらにそれら以外の者で、例えば、①取締役若しくは理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、②合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、③人格のない社団等の代表者若しくは管理人、又は④法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者のほか、⑤相談役、顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。

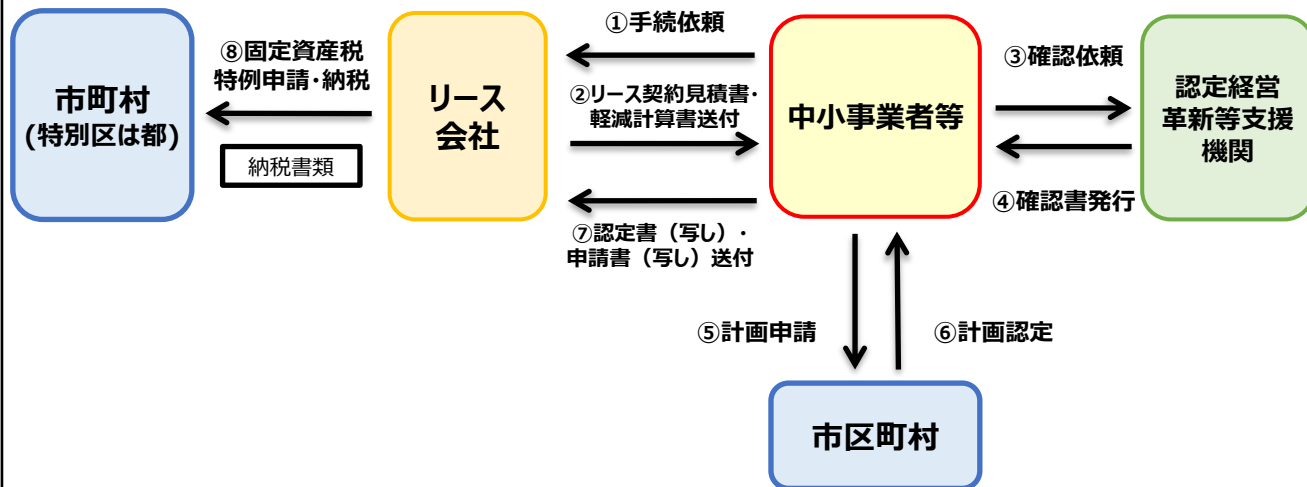
【オ】特殊関係者

法人の役員又は個人事業主の親族などを指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員又は個人事業主と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者等も特殊関係者に含まれます。

2. 税制支援

(3) 所有権移転外リースの場合（設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合）

※ 所有権移転リースであって、リース会社が固定資産税を負担する場合も該当します。



- 固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小事業者等に還元する仕組みです。
 - リース契約見積書、(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書が必要になりますので、詳しくはリース会社にご相談ください。
- ① 中小事業者等は、設備を決定し、リース会社に手続きを依頼します。**この際、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針か、3%以上のものであるかも併せてリース会社にご連絡ください。**
 - ② リース会社は、リース契約見積書と(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書を中小事業者等に送付します。
 - ③・④ 認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、「**先端設備等導入計画**」の内容（**直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれるか**）及び「**投資計画**」の内容（**年平均の投資利益率が5%以上となる見込みがあるか**）を確認し、それぞれ確認書を発行。
 - ⑤ 中小事業者等は、先端設備等の種類を記載した認定申請書（従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を含む）とともに、②のリース会社から入手した書類（リース契約見積書、軽減計算書）の写し、④の認定経営革新等支援機関の確認書を添付して、市区町村に計画申請します。
- ※リース会社から入手した書類については、中小事業者等が保管してください。
- ⑥ 市区町村は、認定書を設備ユーザーに交付します。
 - ⑦ 中小事業者等は、リース会社に認定書の写しと認定申請書の写しを送付します。
 - ⑧ リース会社が自治体に納税手続を行います。

(注) 本手続きを行った場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用を受けられないことにご注意ください。

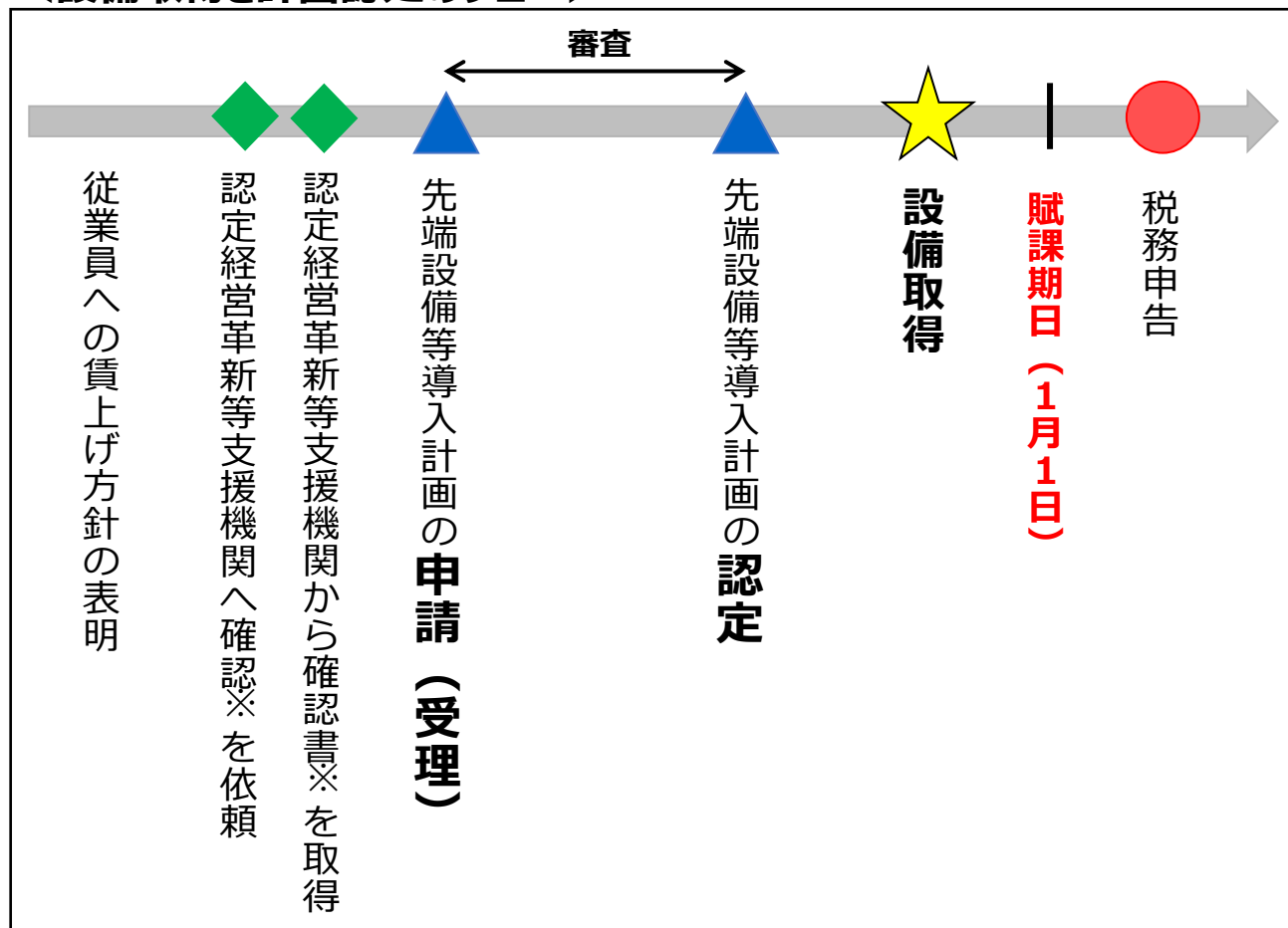
2. 税制支援

(4) 設備の取得時期

先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の**認定後に取得**することが**【必須】**です。

中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はありませんのでご注意ください。

<設備取得と計画認定のフロー>



※認定経営革新等支援機関に確認を受ける内容について（P.6の内容を再掲）

**→下記①は先端設備等導入計画の認定を受けるためには必須です。
さらに、税制の適用を受ける場合は、下記②も必須になります。**

①先端設備等導入計画について

先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれるかを確認

②投資計画について

年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるかを確認